

○海津市福祉計画等に関わる計画策定委員会条例

平成17年3月28日

条例第90号

(設置)

第1条 海津市福祉計画等の策定及び改正にあたり、必要事項等の調査、審議を行うため、次条の各計画ごとに、各計画策定委員会(以下「各委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 各委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について調査、審議を行い、市へ提言する。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の見直しに関すること。
- (3) 次世代育成支援行動計画に関すること。
- (4) 障害者計画に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める計画に関すること。

(組織)

第3条 各委員会は、別表に掲げるもののうちから、市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、各委員会2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 各委員会ごとに委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 各委員長は、会務を総理し、各委員会を代表する。
- 3 各副委員長は、各委員長を補佐し、各委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 各委員会は、各委員長が招集し会議の議長となる。

- 2 各委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 各会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するとこ

ろによる。

(意見の聴取)

第7条 各委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 各委員会の庶務は、主管課において行う。

(秘密の保持)

第9条 各委員会の委員は、職務上知り得た事項を他にもらしてはならない。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、各委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

別表(第3条関係)

	代表者	関係計画
1	住民団体関係者	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、次世代育成支援行動計画、障害者計画
2	市議会議員	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、次世代育成支援行動計画、障害者計画
3	学識経験者	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、次世代育成支援行動計画、障害者計画
4	保健医療関係者	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、次世代育成支援行動計画、障害者計画
5	福祉関係者	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、次世代育成支援行動計画、障害者計画
6	行政機関関係者	地域福祉計画、介護保険事業計画及

		び高齢者保健福祉計画、次世代育成支援行動計画、障害者計画
7	学校教育関係者	地域福祉計画、次世代育成支援行動計画
8	介護経験者	介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画
9	ボランティア関係者	介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、次世代育成支援行動計画、障害者計画
10	その他市長が必要と認める者	介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、次世代育成支援行動計画、障害者計画